

## 特集 信州協働推進ビジョンの紹介 —協働が切りひらく新たな共創社会に向けて—



協働コーディネートデスクがオープン（4月2日）

オープンに合わせて「信州協働推進ビジョン」に基づく県の協働宣言と、この宣言に賛同する4団体による賛同宣言が行われました。

長野県みらいベースがオープン（4月22日）

NPOなどが行う公共的な取組を資金面から応援するサイト「長野県みらいベース」がオープンし、このサイトを運営する長野県みらい基金が本格的に活動を始めました。

### 新シリーズ 「協働デスク便り」

賛同宣言の募集（「長野県協働宣言」にご賛同いただける団体募集中!）

NPO法人設立講座・個別相談開催中

新NPO法人紹介

お知らせ 事業報告書等の提出をお忘れなく！



# 信州協働推進ビジョン

—協働が切りひらく新たな共創社会に向けて—



長野県では、平成 15(2003)年 12 月に「NPOと行政との協働指針」を定め、協働を推進してきたところですが、その後の状況の変化を踏まえ、多様な民間の主体と行政による協働を一層推進するため、平成 25(2013)年 3 月、新しい協働指針として「信州協働推進ビジョン」を策定しました。

今回は、このビジョンをご紹介します。

## ● ビジョン策定の背景

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、経済の成熟化、地球規模の環境問題や資源の制約等、取組むべき課題は複雑で困難なものになりつつあり、社会のニーズは多岐多様なものになっています。

こうした中、地域の住民やNPO<sup>(注1)</sup>、企業などが、公共的課題やニーズに、創意工夫しながら、きめ細やかに対応する取組が広がろうとしています。

また、県・市町村も、行政が担うべき公的サービスを持続的に提供し、住民の安心を確保するための取組を進めています。

社会の活力の維持と公共的課題への質の高い対応を実現していくため、民間や行政の様々な主体が協力・協調して共に社会を創る協働を一層拡大し、これからの信州を支える仕組みの一つとしてしっかり位置付けていくことが不可欠です。

協働の意義や原則、創造的な協働を生み出すために必要なこと、長野県が実施する基本施策等を整理し、信州における協働推進のあるべき姿を示す必要があることから、このビジョンを策定しました。

## ● 策定までの経過

平成 24(2012)年 5 月～  
県民協働を進める信州円卓会議で検討  
9 月 タウンミーティング(県内 4 か所で開催)

↓  
これらを踏まえてビジョン(案)を策定

↓  
12 月～平成 25(2013)年 1 月  
パブリックコメント  
市町村・県担当部署への意見照会

↓  
3 月 7 日 円卓会議でビジョン(案)とりまとめ

↓  
3 月 26 日 「信州協働推進ビジョン」の決定・発表

(注1)

このビジョンでいうNPOは、広く「民間非営利組織」をいい、法律(特定非営利活動促進法)に基づいて認証された、いわゆるNPO法人の他に、ボランティア団体や公益法人に加えて、自治会・町内会なども含まれます。

## 1 協働とは

◇定義

協働とは、共通の目的の実現のため、関係者が互いを理解し、それぞれの特性を活かしながら、協力・協調し活動することをいい、協働の場に集う人や団体それぞれの持つ特性や創造性が相乗的に発揮されることによって、新しい発想、新たな価値を創り出す“共創”を生むものでもあります。

◇協働によって可能になること

協働の場に集う主体が、特性や強みを活かし合いながら共通の目的に向かうことで、単独ではできない課題の解決や新しい価値の創造が可能になります。

関係者が自ら担い手として知恵や力を出し、積極的に参加することによって、地域の元気が引き出され、豊かな地域づくりにつながります。

### 【協働の合言葉】

- ① 「できない」と言わずに 協働で考えてみる
- ② 「足りない」と言わずに 協働で補ってみる
- ③ 「出番がない」と言わずに  
協働の場で活動してみる
- ④ 「担い手がない」と言わずに  
協働でつくってみる
- ⑤ 「関係ない」と言わずに  
協働の場で自らの力を発揮してみる

## 2 協働の5原則(ルール)

互いの自主性と自立性を尊重しながら、対等な関係において、次の5原則に従って協働を進めます。

### 【原則1】目的・目標の共有

各主体が互いに取組の目的と、いつまでにどれだけの成果を上げるのかという目標を共有します。

### 【原則2】各主体の特性・強みの相互理解と尊重

互いの強みや弱みなど特性を尊重して、効果発揮し、単独ではできないことを可能にします。

### 【原則3】役割の明確化と共有

各主体の特性・強みに基づき、協働する各主体の役割を明確にし、互いに共有します。

### 【原則4】過程の共有

企画、実施、評価及び改善の各段階において各主体が協議する機会を設け、全過程を共有して協働を進めることを心がけます。

### 【原則5】評価の実施と公開、改善

目標の達成状況、協働の効果や協働の手順の妥当性等について評価し、必要な改善を行い、それらを原則公開します。

### 3 創造的協働を生み出すために必要な活動と協働の手段

#### (1) 協働を生み出すための活動(アクション)

##### 【アクション1】協働相手と出会う

協働相手と出会うため、次の点に心がけます。

- ・情報交換・研究会、異業種交流の場等の設定と参加
- ・自らの施策・取組の日常的発信と他団体の取組に関する情報の収集等

##### 【アクション2】協働を提案する

協働のきっかけづくりとして、協働の提案・申し出を、相互に、積極的に行います。

##### 【アクション3】できる方法を考える

協働の場に集う主体には、それぞれ特性や違いがあります。それらに対立の種とするのではなく、効果的に組み合わせる利点とするため、次の点に心がけ、できる方法を考えます。

- ・相互連絡、情報の共有、打合せ等を重ねることによる信頼関係の構築
- ・既存概念にとらわれず、柔軟な発想に基づきそれぞれの特性・強みを活かせる連携方法の検討等

##### 【アクション4】中間支援組織やコーディネーターの支援を活用する

協働相手を探したり、協働相手との信頼関係を築いた上で効果的に取組を進めたりするため、必要に応じ、中間支援組織や協働コーディネーター<sup>(注2)</sup>の支援を活用しながら取り組みます。

(注2)

中間支援組織とは、協働の各主体の間に立ってNPOなどの活動を支援する組織をいいます。

協働コーディネーターとは、各主体間の特性や違いを越えて協働の関係づくり、取組を進展させるため、中立の立場で各主体をつなぎ、事業の構築等を支援する人をいいます。

##### 【アクション5】協議会等を設置して事業連携を進める

協働の場に集う関係者が多い場合は、協働を組織的、継続的に行うための体制づくりが必要です。そのため、協議会、実行委員会等協働の場を設置し、事業に取り組みます。

#### (2) 協働を具体化する手段

目的の共有等協働の地盤ができたなら、協働の趣旨が活かされ効果が現れるよう相互に協議しながら、具体化の手段を選択して、実施します。

委託、負担金、補助金・助成金、共催、協定・覚書等による役割の相互確認、後援、財産の活用、人材交流等を従来からの運用にとどまらず、協働効果向上の方策を相互に検討し、工夫して実施します。

### 4 協働推進のための長野県の取組

#### (1) 県民の理解促進のための施策

##### 【ビジョン定着のための取組】

※8ページの「賛同宣言の募集について」をご覧ください。

##### 【NPOとの協働や公共的活動についての理解促進のための取組】

協働に関する県民の理解促進のため、印刷物やホームページの活用、優れた協働事例の顕彰等の取組を進めます。

#### (2) 協働を具体化するための施策

##### 【協働推進窓口の設置】

※6ページの「協働デスク便り」をご覧ください。

##### 【職員の協働力の向上】

県職員向けの「協働マニュアル」や「協働ガイド」の活用や研修等の機会を充実させます。

##### 【NPOの協働力の向上支援】

NPO向けの「協働ガイド」を作成し、活用を進めます。

##### 【協働コーディネーターとの連携】

中間支援組織や協働コーディネーターと連携し、団体や業種の垣根を越えた協働が促進されるよう取り組みます。

#### (3) 協働の担い手としてのNPOなどが活動しやすい環境の整備

##### 【公共的活動に対する寄附募集の仕組みの構築と運用】

NPO活動を応援する寄附募集の仕組みを構築し、運用を行い、公共的活動の拡大を進めます。

##### 【NPO向け融資の促進】

金融機関やNPO向け融資を行う団体と連携して、活動資金の融通が円滑に行われるよう取り組みます。

##### 【NPOの人材支援】

中間支援組織が運営するNPO人材応援センター<sup>(注3)</sup>と連携し、人的基盤の弱いNPOの活動を支援します。

(注3)

県の講座等により育成されたNPO応援人材が活動する場

##### 【公共的活動を支援する連携組織の設置、運営】

中間支援組織が連携して公共的活動を支援するための協議会を設置し、全県的なネットワークのもとで支援を進めます。

##### 【NPO法人の設立や認定等の支援】

NPO法人の設立や適正な運営に関する講座、相談を行うとともに、認定NPO法人制度<sup>(注4)</sup>の活用を促進するための条例整備、相談、情報提供等を進めます。

(注4)

多くの人や団体の支持を受け、適正な団体運営を行っているNPO法人を、特定非営利活動促進法に基づき県が認定し、NPO法人に対する寄附を促進する制度

##### 【NPO法人活動支援税制の実施】

立ち上がり期のNPO法人の活動を支援するため、県税の一部について減免や課税免除を行います。

# 事業報告書等の提出をお忘れなく!

## ○ 事業報告書等の提出

NPO法人は、事業報告書等を毎事業年度始めの3ヵ月以内に作成し、社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。

したがって、**毎事業年度始めの3ヵ月以内に所轄庁(長野県)に事業報告書等を提出**してください。

(例えば、決算月が3月の法人の場合は、6月末が提出期限です。)

## ○ 事業報告書等を提出する目的は、県民に活動を公開するためです。

NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、県民の信頼を得て、県民によって育てられていくべきとの考えから、県民に活動を公開するために提出が必要です。県が内容をチェックするためではありません。

提出する書類は「何を目的に、どんな活動をしているのか」「活動の成果はどういうものだったのか」「どんな運営がされているのか」を知ってもらう大切な書類です。

信頼を得て、支持者や参加者を増やすためにも、正確でわかりやすい書類づくりを心がけ、NPO活動の理解を得る格好のチャンスにしましょう。

## ○ 事業報告書等を期限までに提出しない場合は、過料に処せられることがあります。

また、認定(仮認定)NPO法人としての基準に適合しないことになります。ご注意ください。

## ○ 事業報告書等の提出書類の注意点

提出書類は、H24.4.1以降に開始した事業年度から、下記のようにになりました。

提出書類	(1) 事業報告書等提出書 .....	(1部)
	(2) 事業報告書	} (2部)
	(3) 活動計算書又は収支計算書 (*「活動計算書の提出に当たって」を参照)	
	(4) 貸借対照表	
	(5) 財産目録	
	(6) 前事業年度の年間役員名簿	
	(7) 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	

## ※ 活動計算書の提出に当たって

Q1: H24年4月以降の事業報告書等の書類について、必ず、「活動計算書」を提出しなければならないのでしょうか?

A1: 平成24年4月の法改正に伴う定款変更を行っていない法人にあっては、今までどおりの「収支計算書」の提出となりますが、できるだけ速やかに定款変更を行い「活動計算書」への切り替えをお願いします。

Q2: 平成24年4月の法改正に伴う定款変更は行っておりませんが、計算書類として活動計算書を提出することを考えていますが、いいのでしょうか?

A2: 作成する計算書類を収支計算書から活動計算書に変更する際には、総会においてその旨の議決を経て定款変更を行い、その上で活動計算書を所轄庁に提出することになります。

しかし、収支計算書から活動計算書に変更することは法の要請に基づく当然のことであると考えられることから、**事業報告書等の提出と同時に定款変更認証申請書が提出されれば、「活動計算書」での提出でかまいません。**

平成24年4月の法改正に伴う定款変更を行う場合は…

→ 県民協働・NPO課のホームページに掲載してある「特定非営利活動促進法改正に伴う定款変更はお済みですか?」をご覧ください。

または、平成25年3月29日付で発行したNPO通信第41号に同封のチラシをご覧ください。

# その他の届出について

## ○ 役員変更等届出書の提出

役員に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁（長野県）に届け出なければなりません。

役員「辞任」や「新任」に加え、任期満了による「再任」の場合であっても届出が必要です。（定款に定める役員の任期（1年や2年）ごとに届出が必要です。）

また、登記されている理事（代表権を有する者）については、法務局への登記（重任の登記も含む。）も必要です。（登記しない場合は、過料になる恐れがあります。）

## ○ 役員変更等届出書の法改正による変更点

役員変更等届出書に添付する書類として、新たに「変更後の役員名簿」が追加されました。この提出された役員名簿は、「最新の役員名簿」として、所轄庁（長野県）における閲覧書類となります。

必要な書類	再任、任期満了、辞任、解任、死亡のとき	新たに就任したとき	改姓又は改名、住所の異動のとき
役員変更等届出書（1部）	○	○	○
<b>変更後の役員名簿（2部）※</b>	○	○	○
当該役員の就任承諾及び誓約書の写し（1部）		○	
住民票の原本（1部）		○	

※役員名簿の役職名には、定款に定めたとおり記載してください。例えば、理事長や副理事長など

## ○ 定款変更の認証又は届出が必要な事項

定款の変更にあたっては、認証が必要な事項と、届出のみでよい事項があります。

下表に表示したとおりですので、定款変更の必要が生じた際に参考にしてください。

□は認証申請によるもの、◆は、届出によるもの

定款に記載する事項	H24.4.1 以降	定款に記載する事項	H24.4.1 以降
目的	□	その他の事業に関する事項	□
名称	□	資産に関する事項	◆
特定非営利活動の種類及び事業の種類	□	会計に関する事項	◆
事務所の所在地	◆	事業年度	◆
〃（所轄庁変更を伴うもの）	□	解散に関する事項	◆
社員の資格の得喪に関する事項	□	〃（残余財産の帰属）	□
役員の変更に関する事項	□	定款の変更に関する事項	□
〃（役員の定数）	◆	公告の方法	◆
会議に関する事項	□	特定非営利活動促進法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）	◆

必 要 な 書 類	
□ 認証が必要な場合	◆ 届出のみでよい場合
定款変更認証申請書 1部	定款変更届出書 1部
総会の議事録の写し 1部	総会の議事録の写し 1部
変更後の定款 2部	変更後の定款 2部
事業の変更を伴う場合は以下の書類も	
事業計画書（2年度分） 2部	
活動予算書（2年度分） 2部	

「信州協働推進ビジョン」に基づき民間の多様な主体と県との協働を進め、コーディネータや理解促進の活動を行う県の協働推進窓口として、4月2日「協働コーディネータデスク」(以下「協働デスク」といいます。)を県庁東庁舎1階の企画部県民協働・NPO課内に開設しました。

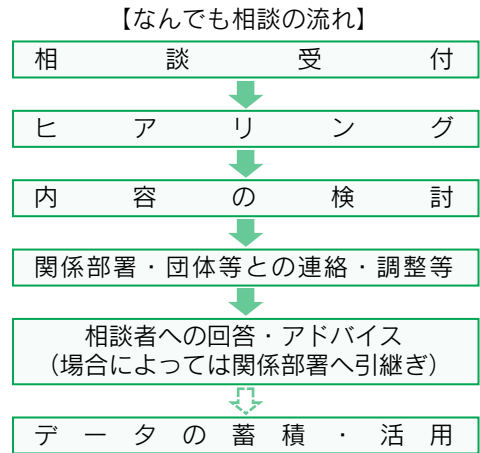
### ● こんなふうにご利用できます

#### 1 なんでも相談

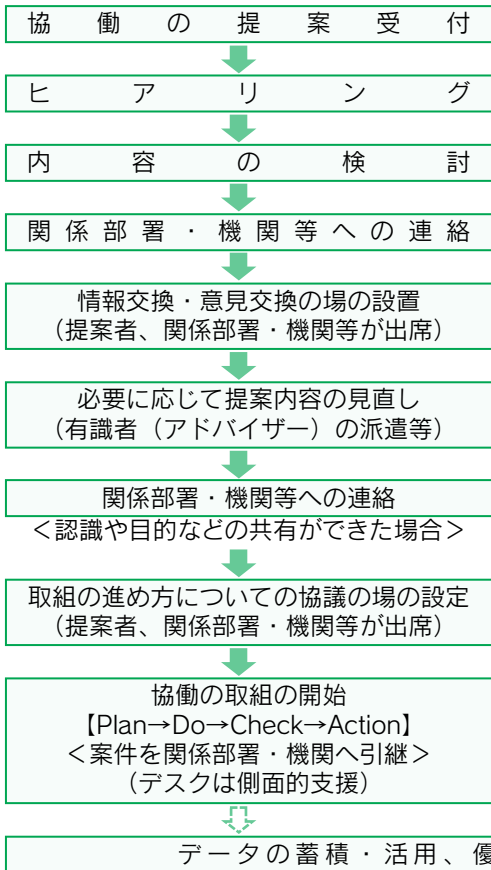
「連携できる団体がないか」、「協働を進めるコツは？」など協働について「なんでも相談」を受け付けます。



(協働デスクの相談風景)



#### 【協働のコーディネータの流れ】



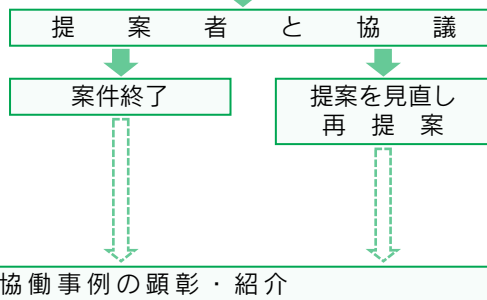
<複数回>

#### 2 協働のコーディネータ

県の複数の部局や現地機関にまたがる提案も、担当を明らかにして情報交換・意見交換の場をセッティングします。関係者の意識・目的の共有を図り、協働がスタートするまでをコーディネータします。



<認識等が共有できなかった場合>



#### 3 協働に関する理解促進・情報発信

「信州協働推進ビジョン」定着のための取組として、「賛同宣言」の募集(詳しくは、8ページをご覧ください。)や印刷物やホームページを活用したり、優れた協働事例の顕彰を行ったりして、県民の協働に対する理解促進・情報発信を行います。

### ● お気軽にご相談ください

協働コーディネータデスク

- 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎1階(企画部県民協働・NPO課内)
- 利用時間: 平日午前8時30分～午後5時15分 ■ 電話: 026-235-7190 ■ FAX: 026-235-7258
- E-mail: cocodesk@pref.nagano.lg.jp



(各種のパンフレット)

# 新NPO法人紹介

新たに設立の届出があった17法人を紹介します。

NPO法人名・目的(定款のとおり)・主たる事務所

## ひの希

この法人は、高齢者や障がい者の方々に対し、地域社会の中で充実した人生を送れるよう介護や福祉サービス等を提供することで、高齢者や障がい者の方々自立した生活のできる、暮らしやすい社会作りに寄与することを目的とする。

(長野市真島町真島 1238 番地 2)

## 長野県みらい基金

この法人は、社会貢献事業を行うNPO等の財政基盤を強化するため、寄附の手段を中心とした新しい社会の仕組みづくりと、NPO等自身の事業遂行力の向上を目指すことにより、自治力ある持続可能な市民社会の構築に資することを目的とする。

(長野市大字南長野字幅下 692 番地 2号)

## 桜のわ

この法人は、高齢者の方々が、地域社会の中で充実した人生を送れるよう、生活支援、介護サービス及び介護移送サービスを提供することで、高齢者の方々が自立した生活のできる、暮らしやすい社会作りに寄与することを目的とする。

(長野市吉田 1 丁目 28 番 15号)

## 長野県キャリア&カウンセリング研究会

この法人は、地域に根ざしたメンタルヘルスとキャリアサポートの普及啓発活動を通じて、健康で活力に満ちた人と組織づくりに貢献することを目的とする。

(東筑摩郡山形村 7550 番地 110)

## いいだ人形劇センター

この法人は、市民と人形劇に関わる人たちに対して、人形劇に関する事業を行い、市民文化と人形劇文化及び飯田地域全体の活性化に寄与することを目的とする。

(飯田市本町 1 丁目 2 番)

## やればできる

この法人は、障がいのある人をはじめとして、社会的に働く場が得にくく、社会体験の場が限られた人々に対して、仕事と社会体験の場の提供に関する事業を行うことを通じて、一人一人の多様な生き方、働き方を支援することを目的とする。

また、情報通信技術の利活用、コミュニケーション能力の開発など、地域づくり、生涯学習、職業能力開発の分野において求められている技術・知識・能力の習得や開発を支援することにより、生涯学習活動の促進や雇用の拡大など地域へ貢献することを目的とする。

(上伊那郡南箕輪村109番地ワンペアマンション103号)

## 新道会

この法人は、新道会 事務所を拠点とし、地域住民及び他の不特定多数の市民及び団体に対し、行政および各種団体との連携を深めながら、地域貢献の一環として環境美化、並びに文化振興に関する事業を行い、地域雇用の創出を図ると共に、安全で清潔なよりよい社会風土の形成に寄与することを目的とする。

(佐久市岩村田 1068 番地 8)

## 落倉バックカントリーフィールド

この法人は、白馬を訪れる方や地域を愛する人に対して、スポーツ体験の提案などを通じて観光の振興やまちづくりの推進を図る活動を主体とし、そのほかに自然環境の保全を行い地域の自然を活用することにより子供達の健全育成を図る活動を含め、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(北安曇郡白馬村大字北城 14920 番地 61)

## 加工組合かあちゃんの店

この法人は、地元の農産物を加工して高付加価値化した農産加工品の研究開発・製造・流通・販売を通じ、農業の活性化と地域産業の振興に寄与し、地域住民が生き生きとした夢を抱けるような活動を行うことを目的とする。

(下伊那郡豊丘村大字神稲 3128 番地 1)

県内のNPO法人の情報については、県公式ホームページ「県民協働・NPO・ボランティア情報コーナー」でご覧いただけます。

## CFM実行委員会

この法人は、日本社会において高齢者問題、子供や若年層の低体力化、女性の健康や心の病、地域社会におけるコミュニティの不足、地域環境の問題など、健康増進活動の事業として心身の健康づくり・体力づくり・人間関係づくりを目的とした様々な普及啓発・啓蒙活動を行っていく団体である。この法人が主宰とするイベント企画及びセミナーや講習会に関する利益の一部は、長野県内に起こった災害や被害区域、あるいは福祉施設や学校関係へ義援金及び寄贈品として地域の住民が安心して使用ができるように寄付をすることを目的とする。

(松本市大字今井 2618 番地 7)

## 田切ネットワーク

この法人は、アニメに登場する場所を巡る、いわゆる「聖地巡礼」と呼ばれる「コンテンツ・ツーリズム」が生み出す可能性に関して調査研究および各種企画の実施ならびに清掃奉仕活動を行い、環境にやさしいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(松本市大字島内 3757 番地 6)

## 銀木犀

この法人は、地域に暮らす人々に対して、支え合いのある福祉社会の実現に関する事業を行い、安心できる地域社会作りに寄与することを目的とする。

(長野市川中島町原 152 番地 6)

## 信州菅平しあわせ村真田さくら会

この法人は信州上田並びに真田の伝統、芸能及び文化から悠久の歴史を学び、そこから生まれる「人としての尊厳」を守り人間らしさを追求し、自然との共生、又歴史から学ぶ文化、芸術を提供することにより、人と人、又地域と地域をつなぐ持続可能な社会を形成するための実践活動や、啓蒙活動、又援助活動を行うことを目的とする。

(上田市菅平高原 1223 番地 3267)

## リベルテ

この法人は、日々の暮らしの中には何気なく決定している選択、考えや気持ちを尊重できる、そんな社会を実現するために、地域の中に障害のある方の行為や表現、関係が生まれる場所と時間を作ります。そういった機会を生み出すような活動を支える場を提供することで、障害のある方と一緒に、「何気ない権利」と「自由」を実践できる社会作りに寄与することを目的とする。

(上田市中央 4 丁目 7-23)

## サライ

この法人は、高齢者に対して、介護に関する事業を行い、高齢者福祉に寄与することを目的とする。

(諏訪郡下諏訪町 8880 番地)

## 悠夢

この法人は、高齢者や障害を持つ人々など、地域に暮らす誰もが安心して、かつ楽しく充実した生活をおくれるような地域福祉社会づくりをめざし、介護保険法による通所介護(デイサービス)事業及び介護予防通所介護事業を行う。又、地域の人々と助け合いながら、生活支援をはじめ人材育成、相談活動、教育啓発活動等の様々な事業を行うことにより人権尊重や福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(千曲市戸倉 2329 番地 1)

## three dots

この法人は、福祉事業の支援に軸足を置き、地域福祉の向上を目指し豊かな地域づくりを目的とする。また、地域の課題解決を目指す事業の支援を行い、人々が生活に欠かせない地域と関わりつつ豊かで暮らしやすい地域を作り上げる、その地域づくりに寄与する。

(長野市南千歳 1 丁目 3 番地 7 守谷第一ビルディング 6 階 1 号室)

# 共に協働を進める 賛同宣言募集

4月2日、協働コーディネートデスクの開設に先立って、阿部知事が、県自らが協働への理解を進め、県民の皆さまと協働事業を拡大していくため「協働宣言」を行いました。

この宣言に賛同して「賛同宣言」をしていただける団体を募集しております。

- 賛同宣言の内容  
それぞれの団体の協働への取組について宣言していただきます。  
なお、宣言に伴って何らかの義務を負うものではありませんし、宣言しないことで、県のNPO支援施策で不利益を被ることはありません。
- 賛同宣言いただく  
県のホームページに賛同宣言を掲載します。  
また、協働コーディネートデスクで、賛同宣言いただいている団体名を掲示します。
- 賛同宣言いただく方法  
県のホームページの様式を出力して、電子メール又はファックスで、協働コーディネートデスクに申し込んでください。

ホームページアドレス <http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/sando-sengen.htm>

【協働コーディネートデスク】 ■ F A X : 026-235-7258 ■ E-mail : cocodesk@pref.nagano.lg.jp

## 協働宣言

長野県は、信州協働推進ビジョンに基づいて以下の取組を推進し、確かな暮らしが営まれる美しい信州を創ることを宣言します。

- 1 民間の多様な主体や市町村との協働を進め、質の高い県民サービスを提供します。
- 2 協働を通じて互いの特性を活かしながら、新しい価値の創造に取り組みます。
- 3 協働の輪を広げながら、元気が響き合う豊かな地域づくりに取り組みます。

平成 25 年 4 月 2 日

長野県知事 阿 部 守 一

## 「NPO法人設立講座・個別相談開催中」

◆対象者 NPO 法人を立ち上げて社会貢献活動をしたい方

◆日 程 午後 1 : 30 ~ 2 : 20 設立講座  
・ 市民による社会貢献活動  
・ NPO 法の趣旨  
・ NPO 法人設立、運営上の留意事項等  
午後 2 : 20 ~ 3 : 00 個別相談 (希望される方のみ)

◆開催日・場所 (平成 25 年度)

開催日	会場	開催場所	申込締切日
7月 8日 (月)	佐久	長野県佐久合同庁舎 4階 404号会議室 佐久市跡部 65-1 TEL 0267-63-3111	7月 4日 (木)
7月 19日 (金)	伊那	長野県伊那合同庁舎 3階 301号会議室 伊那市荒井 3497 TEL 0265-78-2111	7月 17日 (水)
7月 23日 (火)	木曾	長野県木曾合同庁舎 3階 301号会議室 木曾郡木曾町福島 2757-1 TEL 0264-24-2211	7月 19日 (金)
8月 1日 (木)	諏訪	長野県諏訪合同庁舎 5階 502号会議室 諏訪市上川 1-1644-10 TEL 0266-53-6000	7月 30日 (火)
8月 27日 (火)	中野	長野県北信合同庁舎 4階 403号会議室 中野市大字壁田 955 TEL 0269-22-3111	8月 23日 (金)
毎週水曜日	県庁	協働コーディネートデスク (県庁東庁舎 1階) 長野市大字南長野字幅下 692-2 TEL 026-235-7189	参加希望日の前日まで

※県庁会場については、8月以降も毎週水曜日に開催しています。事前にお問い合わせください。

また、9月以降も合同庁舎において同講座の開催を予定しております。

### ◆申込方法

各会場の申込締切日までに下記申込み先へ電話、FAX またはメールでお申し込みください。  
また、個別相談を希望される方は、相談内容をご記入の上、お申し込みください。

### 【お申込み・お問い合わせ】

長野県企画部県民協働・NPO 課 電話 026-235-7189 FAX 026-235-7258  
メール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp